

光厳院とその時代

1. はじめに

太平洋戦争の時代に少年期を送った我々の世代は、後醍醐天皇と忠臣、楠木正成の物語に胸を躍らせ、足利尊氏は逆賊として教えられてきた。これは皆、明治 44 年 (1911 年) の「南北朝正閏論争」の結果、明治政府の決定によって南朝を正統の王朝と見ると決定したことによるものである。明治維新は江戸時代の水戸学を思想的背景としていたため、明治政府は南朝正統の立場をとっていた。しかし学問の場においては両朝を対等に扱うことは特に問題とされていなかった。しかし、明治 44 年の国定教科書「尋常小学日本歴史」の記述が問題視され、政治問題へと発展した。その結果、南朝を正統とすることが政府決定され、北朝の光厳・光明・崇光・後光厳・後円融の各天皇は歴代から外されてしまった。

10 年前 (2007 年) 二度目の西国観音霊場を巡っているときに、かねてから京極派歌人として関心があった光厳院に関わる遺跡を訪ねたのがきっかけである。それは常照皇寺と蓮華寺であった。特に蓮華寺本堂横のだらだら坂を上がった左手にあった墓石の数に驚かされた。薄暗い状況の中で見た墓石は“鬼気迫る”といってもいいほどだった。今回はその光厳院を中心に、その教育に大きな影響を与えた叔父の花園院など、また南北朝という時代を作った人々を探り上げたい。キーワードは、両統迭立、足利尊氏の二度にわたる裏切り、花園院「誠太子書」、持明院統の歌文化・京極派の和歌である。

2. 番場宿の悲劇

元弘 3 年 (1333 年、北朝正慶 2 年) 5 月 9 日、光厳天皇、後伏見上皇、花園上皇たちを守って京都を逃れた六波羅探題北方、北条仲時の軍勢は、近江・番場宿の辺りで数千の悪党に囲まれ、万策尽きた仲時方の軍勢は天皇・上皇の前で皆自害し果てた。都合 432 人であった。

「梅松論」によれば、「恐れながら仙洞を害し奉り、各討死自害すべき」と武士たちが主張したところ、仲時は「我等命を生きて君を敵に奪われむこそ恥なるべけれ。命を捨て後は死骸に瑕瑾有るべからず」と述べて、天皇・上皇はそのままにして真っ先に自害したという。「太平記、第 9 卷・番場自害事」には、その情景を見た天皇・上皇の様子

を「主上・上皇は此死人共の有様を御覧ずるに、御肝心も御身にそはず只あきれてぞ御座ありける」と記している。

注：「梅松論」

太平記と並び称される、南北朝時代の軍記物語・歴史書、全2巻。筆者不詳だが、足利尊氏の側近とも夢窓疎石に関係のある僧侶とも推量されている。足利氏による室町幕府創立の正当性を主張する視点から描かれている。貞和5年（1349年）頃成立。

仲時の軍勢を襲った悪党どもは、亀山天皇の五宮（五辻宮、守良親王）を奉じた「近江・美濃・伊賀・伊勢の悪党」（梅松論）であった。五宮は出家して伊吹山麓に住んでいたが、令旨を発して近隣の悪党を召し集めて一行を待ち構えていたのである。

光厳天皇の一行は五宮の軍勢に捕えられ、翌10日に五宮が幽閉されていた伊吹山・大平護国寺に移り、暫くここを御所とした。天皇たちは5月28日に帰洛し、持明院殿に入られた。この時に供奉したのは勸修寺経頭と六条有光だけであったという。他の者は網代輿に乗せられ、後醍醐天皇方の武士に囲まれての帰洛であった。その後の6月26日に後伏見院が出家した。その時に光厳天皇にも出家するように勧めたが、天皇は固くそれを断ったという（増鏡）。今まで光厳天皇は、父の後伏見院、叔父の花園院に庇護され、その教えを守って行動してきたのだが、初めて父に逆らい自分の意志を明確に示されたという。

3. 両統迭立

光厳天皇は正和2年（1313年）7月9日に誕生した。父は後伏見上皇（19歳）、母は左大臣で関東申次を務めた西園寺公衡の女で、上皇の女御藤原寧子（ふじはらねいし）（15歳）、後に院号宣下され広義門院と称する。名は量仁（かずひと）、翌月には親王宣下、誕生が待ち望まれた親王であった。伏見院の中宮・永福門院は公衡の妹であった。

光厳天皇が生まれた時の鎌倉時代後期の皇統は、持明院統、大覚寺統と二つに分かれ、所謂「両統迭立」と言われる時代であった。両統迭立から後醍醐天皇の鎌倉幕府討伐へと繋がり、南北朝という日本全土を巻き込んだ分裂・抗争へと引き継がれていった。

両統迭立期を、文永9年（1272年）の後嵯峨院の崩御から元弘3年（1333年）の鎌倉幕府滅亡時までとみるならば、およそ**61年間**に及ぶ。その間の天皇は8代、治天の君は6人であった。大覚寺統の治世期間は、亀山院が親政期と院政期を合わせ15年半、後宇多院が二度の院政期を合わせて11年半、元弘の変までの後醍醐天皇の親政期間が9年と9か月で、合計**36年と9か月**になる。一方持明院統の、治世期間は、後深草院が2年4か月、伏見院が親政期と二度の院政期を合わせて16年と1か月、後伏見院が二度の院政合わせて6年で、合計**24年5か月**となり、大覚寺統の治世期間の方が12年ほど長いことになる。

そもそも両統迭立というような事態になったのは、第 88 代の後嵯峨天皇が長子の後深草天皇（久仁）よりもその弟の亀山天皇（恒仁）を寵愛し、2 代にわたって院政を敷き、自身の在位中から通算 30 年にわたって「治天の君」として政務をとったことと、文永 9 年（1272 年）2 月 17 日 53 歳で崩御した時に、後継者について明確に自らの意志を占めさなかつたことによる。幕府は両天皇の母親であった大宮院に後嵯峨院の本心を尋ねたところ、亀山天皇が継承することを望んでいたと回答したため、その後の皇位継承についても亀山天皇の系統になり幕府もそれを認めることとなったのである。

文永 11 年（1274 年）正月、亀山天皇は自身の 8 歳の皇子・世仁（よひと）親王に譲位し、院政を開始した。後宇多天皇の誕生である。当時、後深草院の皇子・熙仁（ひろひと）親王は世仁親王よりも 2 歳年長であった。

後深草院は太上天皇の尊号を返上し出家の意向を示したため、ここに執権北条時宗が救いの手を差し伸べてきた（増鏡・草枕）。格別の過失もないのに皇統から外されてしまうのは気の毒であるとして、熙仁親王（後の伏見天皇）を次の春宮とした。ここに皇位を巡る二つの皇統の争いの種がまかれたのである。

弘安 10 年（1287 年）10 月、鎌倉幕府は亀山院政の停止を申し入れてきた。ここに親政・院政通算 15 年にわたる亀山院の治世は終わりをづけ春宮熙仁が踐祚し（伏見天皇）、新たに後深草院の院政が始まった。

「増鏡・老いのなみ、p330」に、「本院待ち遠に思さるらんと、いとをしく推し量り奉るにや、例の東より奏することあるべし。新院の御方ざまには心細う聞し召しなやむべし」とあり、持明院統の対幕府工作の成果かと思われるが詳細は不明。2 年後の正応 2 年（1289 年）4 月、鎌倉幕府は伏見天皇の皇子・胤仁（たねひと）の立坊を申し入れてきた。後深草院流の天皇が 2 代続くことが約束されたのである。

伏見院の治世 8 年目の永仁 6 年（1298 年）、天皇の寵臣であり和歌の師匠でもあった京極為兼（きょうごくためかぬ）の失脚、佐渡への遠流により、同年 7 月春宮・胤仁親王に譲位し後伏見天皇が誕生した。後伏見天皇は即位時 11 歳に過ぎなかつたので、春宮には大覚寺統の後宇多院の皇子・邦治（くにはる）親王（後二条天皇）が立てられた。

しかし、正安 3 年（1301 年）後二条天皇が踐祚されたが、伏見天皇の第二皇子・富仁（とみひと）親王を春宮とすることが鎌倉より申し入れられ持明院統への将来は残された。富仁親王はこの時 5 歳（正安 3 年 8 月 24 日）であった。この論文の第二の主役である後の花園天皇である。

花園立坊が行われた直後の 9 月 1 日伏見院は、14 歳の後伏見院に対し次のような宸翰消息を送った。——（大意）「兄弟相承による皇統分裂に警戒するが、まだ少年である後伏見院に皇子出生は望むべくもなく、やむを得ず 5 歳の弟花園を後伏見猶子として立坊せしめた。ゆえに後年の紛糾を憂慮し、将来生まれるであろう後伏見皇子は、花園猶子、即ち後伏見嫡孫として、向後長くこの一流に皇位を伝えよ」と命じ、さらに花

園に対して「自らの子孫に皇位を望み、後伏見と争うならば不義不孝の者として処分する」とまで宣言している。(書陵部蔵、伏見院御文類第三卷) 岩佐美代子

備考：歌道の家・御子左家

鎌倉前期に、歌人の俊成、定家が現れてから歌道の家として確立した。定家の息子・為家の3人の子が家領の相続をめぐる争い三家に分かれた。嫡流の為氏(御子左家・二条家)、庶流の為教(京極家)、為相(冷泉家)である。

嫡流の二条派は大覚寺統と結んで保守的な歌風を守り、京極派は持明院統と結んで破格・清新な歌風を唱えた。特に為教の息・**為兼**は伏見天皇を初めとする京極派の歌人たちを育てた。京極派の天皇・院が親撰した「**玉葉集**(伏見院)」「**風雅集**(光厳院)」は京極派の和歌の特徴を表している。冷泉家では、息子の為相の領地争いのため鎌倉にまで赴き、「十六夜日記」を著した阿仏尼が有名である。南北朝時代までに二条家・京極家は断絶し、現在まで歌道の家として続いているのは冷泉家のみである。

4. **花園天皇踐祚**

花園天皇は前述のごとく、5歳で又従兄弟の後二条天皇(大覚寺統)の春宮に立てられた。後二条天皇が踐祚した時、後伏見天皇は14歳で皇嗣もおらず急遽弟の花園天皇が後伏見院の猶子として春宮に推された。大覚寺統の後二条天皇は8年後の延慶元年(1308年)痲病により24歳という若さで亡くなり、花園天皇が12歳で踐祚した。花園天皇は即位後2年ごろから勉学に励み、日記が14歳の延慶3年10月(1310年)から36歳の元弘2年(1332年)までの23年分が残されている。——「**花園天皇宸記**」として光厳院子孫の旧伏見宮に伝わり、現在は宮内庁書陵部に受け継がれている。原本を調査した村田正志氏によれば、現存する日記の殆どすべてが花園天皇の直筆によるもので、清書と草稿が混じっているという。(

26歳の時に、当時を振り返って次のように記している——「予幼年学を好まず、十四五以来随分稽古、寸陰を競うといえども、天性愚拙を稟け、成立する能はず。而して頃年以来、ようやく道の本を覚え、未だ大道に達せず。尤も恨みたり。しかり而して内外典随分道義を思ふ。」(花園天皇宸記、元享2年(1322年)8月24日条、原漢文 和訳・第二、p271)

花園天皇は努力の人であり、刻苦勉励の人であった。初めは侍読や父の伏見上皇からの指導を受けたが、後には自学自習で文字通り「**随分稽古**」し、廷臣を集めて談義と称する講読会を催している。

注： **稽古**——“古をかながふ”の意。古典を読んで学問すること。(古語辞典)

次のようにも日記に記している——「凡そ内外の和漢の書反復読むに、必ず其の義を知る。義において疑いなしといえども、再三ないし数回に及び、必ず道義の染心有り。手の舞ひ足の踏むを知らずの心、自然にして来たるものなり。読書人、必ず此の心を以て稽古すべきなり。一両反読誦し、或いは心に留まらざれば、更に稽古の益無きものなり。」(宸記、元享2年9月6日条、和訳・第二、p277)

前述の伏見院の宸翰消息に示された申しつけを忠実に守り、花園院の皇統に対する考え方は、自分は兄である後伏見院から量仁親王(光厳天皇)へと継承される皇統の中継ぎであると考え、父親である伏見院から所領・文書の花園院への譲渡を兄の後伏見院に指示する2通の置文「伏見天皇宸筆正和元年置文(1312年)、伏見天皇御手印置文(1312年)」があつたにも関わらず受け取らなかった。あくまでも自分の立場を守るという律義さが現れている。(宸記、元享3年4月9日—4月15日条、和訳・第二、p311-313)

備考：皇位継承

古代の皇位継承については、天皇が任意に皇嗣を選定したとする「選定相統説(中田薫)」、天皇が神意により卜定したとする「卜定相統説(滝川政次郎)」、末子相統から兄弟相統への移行を説く「兄弟継承説(白鳥清)」などがある。しかし、中国の文物・制度の影響を受け「嫡々相承主義」が取り入れられ、壬申の乱を勝ち抜いた天武天皇並びにその後継者が嫡流直系主義を標榜してからは、皇孫、皇姉、皇女までもが皇位についてきた。

鎌倉時代の両統迭立時代は、「選定相統」と「嫡々相承」の争いである。御嵯峨院は次子の龜山天皇を皇位に付け、その皇子を春宮に付けた。「神皇正統記」によると、正統の主張は父帝の「ユヅリ」すなわち選定相統の理を根拠にしている。それに対し、持明院統は嫡流の理をもって幕府に働きかけ皇位の獲得・維持を競い合ったのであると言える。(「平安の宮廷と貴族」p5-6)

両統迭立時代の両統による争いに一応の決着を見たのは、幕府の働きかけで、後醍醐天皇践祚の後は故後二条天皇の皇子邦良親王を春宮に立て、その次に量仁親王を立て、以後両統交互に皇位を継ぐという案が示された。これを「文保の御和談」という(文保元年・1317年)

5. 花園天皇「誠太子書」

元徳2年(1330年)2月、花園院は量仁親王に「誠太子書」を書き与えた。これは、量仁親王が大覚寺統の後醍醐天皇の春宮になり、元徳元年(1329年)12月、17歳で元服の儀を挙げた期を捉えて訓戒の意味で与えたものである。

父親の後伏見院は、量仁が7歳になって(元応元年、1319年)読書始の儀を終えると、

親王の教育を全面的に花園院に依頼した。学究肌の花園院は幼年の人の稽古の手順として、文字の修得から始め、文義を理解するようになってから儒教を伝授すべしと基本方針を立て、「学問所結番」を定め自ら所長格で教育に心を傾けた。(宸記, 元応元年(1319年)10月26日、和訳第二、p67)

「誠太子書」の一節に次ぎの文がある——「諂諛(てんゆ)の愚人は以為(おもえ)らく、吾が朝は皇胤一統、彼の外国の徳をもって鼎を以て遷し、勢に依って鹿を逐うに同じからず。故に徳微なりと雖も、隣国窺視(きゅ)の危き無く、政乱ると雖も、異姓篡奪の恐れなし。これ其の宗廟社稷の助、餘国に卓躒すればなり。然れば即ち纔かに先代の餘風を受けて、大悪の国を失う無くんば、即ち守文の良主、是に於いて足りぬべし。何ぞ必ずしも徳の唐虞に逮(およ)ばず、化の陸粟(りくりつ)に侔(ひと)し(ひと)しからざるを恨みんや。」

注： 諂諛(てんゆ) = へつらい、こびる。

「我を非(そ)りて当たる者は吾が師なり。我を是として当たる者は吾が友なり。我に諂諛(てんゆ)する者は吾が賊なり」(荀子・終身) 白川静「字通」

注： 窺視(きゅ) = うかがう、覗う。

(大意)：本朝が一系の皇統により治められることを無条件に肯定する考えを、「諂諛の愚人」(こびへつらう愚かな人)の考えであるとして、強く批判する。天皇のあるべき姿を示し、そのような天皇になるための指針を示している。

「君」は、人を導くために天が定めた存在であり、その才なくんば、その位に就くべきではない、と記している。

後醍醐天皇の倒幕計画は、正中元年(1324年)の「正中の変」で既に顕在化しており、この書でも「今の時は未だ大乱に及ばずと雖も、乱の勢いの萌すところ一朝一夕の漸には非ず」と時勢の推移に警鐘を鳴らし、いったん乱におよべば「勢い必ず土崩瓦解に至らん」と予測し、しかも「恐らくは唯太子登極の日、此の衰乱の時運に当たらんか」と予見している。

では、武力を持たない天皇としてはどうすればよいのか？

岩佐美代子氏は、「誠太子書」を、次のように要約している——「徳を以て化するのみの天皇は、詩書礼楽の道を極め、宗廟の祀りごとを絶やさず、世に徳義をなして王道を興し、上は大孝を累祖に致し、下は厚德を百姓に加えよ……。迂遠と言えは誠に迂遠、観念的な帝王道にとどまり隔靴搔痒。英主花園院としても、これ以上のことは教えられない。現代の象徴天皇にしても同様であろう」と言っている。

「誠太子書」の最後は次のような学問の勧めで終わっている——「書中遇故人、只有聖賢之締交、不出一窓而觀千里、不過寸陰經万古、樂之无甚、無過于此」

(書中故人に会う、ただ聖賢との交わりが有り、一窓を出でずして千里を見る、寸陰を過ごさずして万古をへる、樂のもっとも甚だしきは、これにすぎるものなし。)

量仁親王が花園院の教えを忠実に守り、勉学にいそしみ、徳を身に着けるべく努力をしたことは、北朝時代の治天の君として政をとるようになってからの姿に見ることが出来るが、大動乱の中で理想と現実の間に翻弄されていく将来が待っているのである。

此の翌年、元弘元年(1331年)8月に「元弘の変」が起き、後醍醐天皇の笠置潜幸、楠木正成挙兵等々が有り、鎌倉幕府による後醍醐天皇退位、光厳天皇踐祚となった。9月20日先帝(後醍醐天皇)不在によって、後伏見上皇の詔をもって量仁親王の踐祚が行われた。これは、安徳天皇が平家と西下した時、後白河上皇の院宣で後鳥羽天皇が踐祚した例に倣ったものであった。翌年(1332年)3月22日即位礼を挙げ、4月28日改元・正慶元年とした。同年11月13日に大嘗会を行った。

6. 光厳天皇

元弘元年(1331年)9月の踐祚から、正慶2年(1333年)5月、近江番場宿において亀山天皇、五宮の軍勢に捕えられ京都に戻され、後醍醐天皇の復位と共に光厳天皇は廃された。

復位した後醍醐天皇は、隠岐へはあくまでも行幸していたので、京都へは還御であるとの形式をとった。元号を元弘に戻し、光厳天皇が行った任官叙位は全て停廢、光厳天皇は単なる退位ではなく、偽主としてその在位は認めないという残酷な処置であった。天皇として行った政治的行為——改元、叙位、除目は全て無効であると宣言されたのである(公卿補任)。即ち、天皇位にあった1年9か月はなかったことにされたのである。天皇位は19歳から21歳までの時期であった。

あわただしい中での踐祚(1331年9月)から翌年11月の大嘗会までの間の光厳天皇を取り巻く様々な朝廷行事については、「増鏡」「花園天皇宸記」「竹むきが記」などに記されている。

——「元弘二年の春にもなりぬ。新しき御代の年の初めは、思いなしさへ花やかなり。上も若うきよらにおはしませば、よろずめでたく、ももしきの内、何事も変わらず・・・」
(増鏡、第16・久米のさら山 p244) ——光厳天皇20歳

——「二日、春の節になる。御方違の行幸・御幸、同じく北山殿にならせ給。御方々、処々にしつらひ置かる。(略) 夜もすがら御酒などありて、暁なるべき還御、昼ほどにぞなりにし。」(竹むきが記、方違北山行幸 p280)

注： 竹むきが記——南北朝時代、93代後伏見天皇、北朝第1代光厳天皇に仕え、

後に西園寺公宗の室となった日野名子の日記。上巻は元徳元年（1329年）から正慶2年（1333年）まで、光厳天皇元服や踐祚に奉仕し、即位式には褰帳典侍を勤め、女房としての栄光の記録を記す。「中先代の乱」（建武2年・1335年）で関東申次として鎌倉幕府と代々結びつきの強かった西園寺家当主公宗は後醍醐天皇により首を刎ねられ、家督を弟の公重に奪われる。下巻はこのことに触れず、建武4年（1337年）から貞和5年（1349年）までの母として、西園寺家後室として、遺児を守り育て家督と家の名誉を回復する苦心と栄誉を叙述している。本記は貞和5年頃40歳ごろの執筆、没年50歳ごろとみられる。——岩波版新日本古典・中世日記紀行集、岩佐美代子解説による

注：褰帳（けんちょう）——即位式の時に天皇の高御座の御帳をかかげること。

注：中先代の乱——建武2年7月、関東で起きた北条高時の遺児時行の反乱。

春宮時代からの花園院による「天皇のあるべき姿」としての教育から、伏見院中宮であった祖母・永福門院を初めとした自身を取り巻く京極派歌人たちによる歌の教育に加え、父、後伏見院による琵琶の秘曲伝授などが行われた。後伏見院は当代における琵琶の名手とされていたが、代々天皇家に伝えられた「玄象」「牧馬」という琵琶の名器を特に後伏見院の命により、秘曲伝授が終えていないにも関わらず弾いたことが残存している日記に残されている。（光厳天皇遺芳、御記・玄象牧馬事 p60）

在位の君は光厳天皇であったが、治天の君として実際の政務を執ったのは後伏見院であった。後醍醐天皇倒幕失敗という異常事態の中での後伏見院政の始まりは、少しうきうきしたところがあったようで、元弘2年（1332年）4月20日の院評定の場で、花園上皇は近頃「政道失あるの由風聞」するといい、また幕府にも動きがあるので、出仕の公卿たちによく政道を補佐するようにと諭している。後伏見院政に対する批判があったことは事実である。なかでも後醍醐天皇の乱鎮圧に対する武家への論功行賞での小除目で、多くの武将が朝廷より馬を賜ったのに足利高氏には北条一門でもなしとのことで賜らなかった。持明院皇統として足利高氏に対する認識不足があったものと思われる。

大嘗会が催行されたころの正慶元年（元弘2年、1332年）11月頃から、不穏な空気が漂い始めた。翌年3月に後醍醐天皇は隠岐に流されたが、各地で反幕府勢力が動きだし、特に河内の楠木正成の活動は京都の人心を不安に陥れた。元弘3年（1333年）閏2月24日、後醍醐天皇が隠岐の島を脱出、名和長年に迎えられ伯耆国の船上山に立てこもった。3月12日には赤松円心が畿内の軍勢と共に京都に突入してきたので、幕府・六波羅軍は光厳天皇、後伏見・花園両院を六波羅北方へ内侍所（神鏡）も伴って移させられた。「竹むきが記」によれば、以下のように記されている——「3月16日（正しくは12日）、六波羅へ行幸御幸侍りしは、我も人もただあきれまよふほかの事なかりし

かば、僻事もあらむとて、書きもとめず。女房など候ふべきようもなけれど、さてもおはしますべきにもあらねば、少々参り給。(略) 御屏風隔てどもにて、狭く人がち也。内御方をはしませば、御直衣どもにてをはします・・・」

(竹むきが記、六波羅行幸 p297)

(六波羅滅亡)

六波羅探題の援軍要請を受けて鎌倉幕府は名越高家と足利高氏の大軍を4月下旬上洛させたが、名越軍は高家が射殺されて総崩れとなり、高氏軍は丹波の篠村に陣を張っていた。「梅松論」や「太平記」によれば、この時すでに高氏は後醍醐天皇の勅命を受けて寝返ることを決意していたという。裏切りを知った持明院統の方々は驚き嘆き、「竹むきが記」の作者は次のように記している——「東国の夷ども近づくと聞ゆれば、皆人色を直す程に、梓弓のよそに引き違へぬるあやなさは、あさましともいみじとも言はん方なし・・・」(p300)

(関東の武士たちが救援にやって来ると聞こえ、皆安堵の思いをしたのに、その弓を引く方向を違える—裏切る—くやしきは・・・)

「梅松論」によれば、足利方の細川阿波守が包囲網の一方をあけておけば、六波羅勢はそこから脱出し、味方の損害も軽くて済む。そのあと敗退する敵を討てばよいとの意見を出し、高氏も同意したと言う。5月7日の夜更けに、光厳天皇、両上皇を始め供奉の廷臣、北南方の六波羅探題の残存武士に守られて東へ向かった。夜明け前に逢坂の関の手前で、六波羅探題南方の北条時益が首を射抜かれて落命、また休みを取っているときに、流れ矢が光厳天皇の左肘に当たったことが、「太平記」に載っている。——「関のこなたも聞ければ、杉の木陰に駒とめて、暫くやすらはせ給ふ処に、何くより射るともしらず、流矢主上の御肘に立にけり。陶山備中守いそぎ馬より下り矢を抜て疵をすうに、流るる血雪の御膚を染て、見たてまつるに目もあてられず・・・」「太平記、第9巻・六波羅落事」

その後は北方の北条仲時の軍勢に守られて、5月9日番場宿の悲劇へとつながってゆく。歴代天皇の中で戦乱に巻き込まれた方は何人もおられたが、ならず者のような反乱軍に囲まれ、護衛してきた武士が目の前で次々に切腹する場に置かれた天皇は光厳天皇だけである。もっとも後伏見上皇・花園上皇も同じ経験をしたのだが・・・。

(建武の親政、太上天皇時代)

鎌倉幕府は新田義貞による東国の反幕府勢力の鎌倉攻めにより、正慶2年(元弘3年、1333年)5月22日、北条一族以下870余名が東勝寺で自刃し、また幕府にお

ける九州の拠点であった鎮西探題も4月25日に陥落し滅びた。5月7日の足利高氏の六波羅攻撃から、わずか20日足らずで鎌倉幕府は全滅したのである。

後醍醐天皇の目指す建武の親政は、天皇絶対の独裁政治であった。公家や武家の旧来のあり方は一切無視し、院政は敷かず、幕府も認めず、摂政・関白も置かれなかった。綸旨万能と言われるぐらい後醍醐天皇の政治は全てに渡って、自身が出す綸旨によって行われるものであった。

持明院統の所領等についても後醍醐天皇入京直後の6月7日付の綸旨により安堵されたことが知られる（「園太暦」）。世の中のありようを元弘元年（1331年）9月以前の状態に戻すという以上、持明院統の所領もその当時と同様に認めるのは当然と言えば当然である。しかし、単にそのまま認めるというのではなく、自らが発する綸旨によって安堵したことが重要であった。たとえ皇室の所領であっても、その所有の決定権は自ら、後醍醐天皇が有していることを示したのである。

12月に入ってから、後醍醐天皇は持明院統との融和策をとってきた。元弘3年（1333年）12月7日に後伏見院皇女の絢子内親王（光厳院の同腹の妹）を中宮に冊立、同10日には、光厳院に太政天皇の尊号を贈った。通常は「太政天皇」という称号は退位した天皇に贈られるものであるが、この場合は「皇太子」としての量仁親王（光厳院）に贈られたのであった。元弘元年9月以前には量仁親王は紛れもなく後醍醐天皇の皇太子であった。後醍醐天皇としては、本意ではないその皇太子の地位から下ろすために「太政天皇」の尊号を贈ったのであった。

建武の親政初期の波乱要素は、討幕の功労者である護良親王と足利高氏との対立であった。息子の護良親王より高氏を重用した後醍醐天皇は、8月5日に諱「尊治」の一字を賜って「尊氏」と名乗ることを許した。建武元年（1334年）10月、護良親王は謀反の罪で捕らえられ鎌倉に送られ幽閉された。

その後前述の「中先代の乱」が建武2年（1335年）7月関東で起こり、建武政権崩壊のきっかけとなってゆく。

備考： 「中先代の乱」と建武政権崩壊

北条氏を「先代」、足利氏を「後代（当代）」として、その間にあたる北条時行を「中先代」と称した。北条高時の遺児時行が、建武2年7月に信濃で挙兵した乱のことをいう。7月25日には鎌倉に攻め込まれ、尊氏弟の直義足利軍は幽閉中の護良親王を殺し、足利氏の領国三河まで脱出した。京都から尊氏が合流して早くも8月19日には鎌倉を奪還した。武士への恩賞は朝廷が行うので上洛するように命ぜられ尊氏は従おうとしたが、弟直義が上洛を止めた。11月に直義は新田義貞を討つとして兵を募り、天皇に追討を奏上したが許されず、そのまま鎌倉に居続け、関東、東海の武将に恩賞を授けるようになった。後醍醐天皇と足利尊氏との関係は完

全に断絶し、天皇は逆に新田義貞に尊氏追討の勅命を出すに至った。

建武3年(1336年)2月12日、陸奥から参戦した北畠顕家軍と新田義貞・楠木正成軍に敗れた尊氏軍は兵庫より船で九州へ落ちていった。

7. 光厳院、治天の君

尊氏西下の時に光厳院にとって大きな運命の転機が訪れた。それは新田義貞を討つようにとの「院宣」を下したことである。「梅松論」によれば、赤松円心が船で九州に落ちてゆく尊氏に対し次のように進言した——「官軍は錦の旗を先立つ、御方是に対向のはたなき故に一向朝敵に似たり。所詮持明院殿は天子の正統、先代滅亡以後定めて叡慮快からざる歟。急に院宣を申し下されて、錦の御旗を先立らるべき也。」(深津 p104)九州へ落ちてゆく途上多くの「軍勢催促状」を発しているその内容から、尊氏が院宣を入手したのは西下の途中、備後鞆の浦で2月15日頃ではないかと推測される。

光厳院はどのような思いで尊氏の要請にこたえて院宣を下したのであろうか？

鎌倉幕府や持明院統を裏切って六波羅探題を滅ぼし、光厳院たちを苦しい状況に追い込んだのは尊氏張本人であった。その尊氏と手を組むことに相当な葛藤があったのではないか。この時の光厳院の心情を推測する手がかりになるのは、延元元年(1336年)3月、伊勢・石清水・春日の三社に奉納した「般若心経」の奥書である。(深津 p107)

注： 建武3年(1336年)2月29日に延元元年に改元されているので、奉納時は尊氏に院宣を下した一か月後のことである。

奥書には「三界流転の衆生を救わしめん」と書かれ、あくまでも天子としての祈願・行為として般若心経を奉納している。この延元元年3月の時点では、光厳院は自らが治天の君となることを決意し、それを実現するために尊氏に院宣を与えたと考えられる。後醍醐天皇が引き起こした乱は一向収まらず拡大するばかりである。花園院の「誠太子書」に示された、民の安穩、国の安泰を最優先に願う天子は「土崩瓦解」の乱世を終息させねばならない。そのような使命感から治天の君に就くことを望み、自分たちを裏切った尊氏と手を結ぶことが出来たのではないか。(深津 p108)

この後、延元元年(1336年)4月6日に父・後伏見院が亡くなり(49歳)、前年(1335年)11月22日に叔父・花園院が出家している(39歳)。光厳院は持明院統の主として独り立ちしなければならなくなったのである。院は24歳であった。

(治天の君の時代)

足利尊氏に擁立されて光厳院は治天の君の位に就いた。建武4年(1337年)から貞和5年(1349年)までの約13年間、25歳から37歳までである。

後醍醐天皇は吉野に朝廷を立てるが三年足らずで崩御する。光厳院は政治機構や法令を整備し、幕府と連携しつつ比較的安定した政治を十数年にわたり執り続けた。皇位は

弟の光明天皇、次いで光厳皇子の崇光天皇と継承された。

光明天皇は建武3年（延元元年、1336年）8月15日の踐祚以来、一年以上たった建武4年（延元2年、1337年）12月28日に即位式がおこなわれた。京都における北朝の確立である。南北朝の対立は、醍醐・村上天皇の天皇親政を標榜する後醍醐天皇と、伏見・後伏見が上皇として政務を見た、白河院以来の院政を時代の常道とする光厳院との相違である

「治天の君」の時代における特筆すべき業績として天龍寺建立と風雅集親撰を採り上げる。暦応2年（1339年）8月16日、後醍醐天皇が崩じた。52歳であった。光厳院は後醍醐天皇死後49日に当たる暦応2年10月5日、夢窓疎石に天龍寺建立の院宣を下した。後嵯峨・亀山院の御所であった亀山殿を寺院に改め、夢窓疎石を開山とし、後醍醐天皇の菩提を弔うというものであった。当初の寺号は「靈龜山暦応資聖禪寺」、その後、2年後に「**靈龜山天龍資聖禪寺**」と改めた。

光厳院は勅撰和歌集を自ら編纂した。17番目の「**風雅和歌集**」である。

平安時代の古今和歌集を初めとして勅撰和歌集は21集存在する。初期の八代集以降はそれぞれの題名に新、続、後という言葉をつけて歌集名としていたが、祖父の伏見院時代の「玉葉集（京極為兼撰）」とこの「風雅和歌集」の2集は今までの歌集名を用いずに、全く新しい題名をつけた。いずれも、前述の京極派の歌人たちを中心とした歌集である。

前述のごとく和歌の家・御子左家は道長の六男・長家を祖とし、定家の孫の時代に三派、二条（為氏）・京極（為教）・冷泉（為相）に分かれる。持明院統の皇統の人々、並びに公家、女房たちは京極派の歌人たちとして、玉葉・風雅の両集に多く登場している。定家の曾孫にあたる為兼（なめかぬ）が京極派の歌風を確立してから、伏見院、伏見院中宮の永福門院、後伏見院、両者の近臣・女房らが前期京極派歌人として挙げられ、花園院、光厳院、崇光院とそれらを取り巻く廷臣グループなどが後期京極派歌人として挙げられる。

21代集の中で玉葉集は2801首、風雅集が2211首と第一位と第三位の歌数を持つ大歌集で、両集合わせれば万葉集を500首も上回る計算になる。

両集の特徴を次田香澄氏は次のように述べている——「玉葉集は、為兼というユニークな人間が、歌道家の分裂、両皇統の対立という時代の現実の中で、伝統尊重への反逆とリアリズムの導入首唱をもって形成したもので、（中略）玉葉集の価値は、その内容における文学性よりは、むしろ集の形成それ自体としての文学史上の意義と多くの可能性にかかっており」（玉葉集の形成）「風雅集はこれに対して質実な態度をとって

いるが、それでいて京極風を主張する点でより積極的であり、文芸的にはより純粋な価値を持つ集となりえている」（風雅集の形成 下）。

この次田氏の論が、文学史的・文芸的に両集の性格を規定したものとして定説化していると、岩佐美代子氏は「京極派和歌の研究」の中でふれている。

それでは、京極派の歌風はどのようなものなのであろうか？

為兼の「和歌の本質とは何か」については、“人間の自然の感動を声に表わしたものが歌の本質であり、だから鬼神をも動かすとした。歌は自由に、感覚を尊重して読むべきであるというのである。” 久松潜一氏は、「彼の歌論の根本は万葉的な素直な心を尊重するとともに新古今的な表現をも認めて、その両者の自然の調和に理想を置いたとみられる。」と総括している。

貞和 2 年（1346 年）11 月、花園院宸作の和漢序と巻一春上の完成で竟宴を行い、同 5 年に至って全 20 巻、総歌数 2211 首の大歌集として完成した。花園院監修、光厳院親撰としての事業であったが、花園院は完成を待たず前年の貞和 4 年（1348 年）11 月 11 日、52 歳で崩じた。（深津 p152）

皇族を中心とした和歌を幾つか紹介する――

- * 沈みはつる 入日のきはに あらはれぬ
震める山の なほ奥の峯 為兼 (27)
- * つばくらめ すだれの外に あまたみえて
春日のどけみ 人影もせず 光厳院 (129)
- * 花のうへに しばしうつろふ タづく日
入るともなしに かげ消えにけり 永福門院 (199)
- * 空はれて 梢色こき 月の夜の
風におどろく 蟬の一こえ 花園院 (421)
- * 真萩ちる 庭のあき風 身にしみて
夕日のかげぞ かべに消えゆく 永福門院 (478)
- * おのづから 垣根の草も あをむなり
霜の下にも 春やちかづく 伏見院 (891)
岩佐美代子「永福門院」より

注： 岩佐美代子（1926 年 3 月 1 日―）

京極派歌人の研究者、国文学者として知られる。昭和天皇第一皇女・照宮成子内親王の学友。明治の法学者、穂積陳重、歌子（渋沢栄一の女）の孫娘・穂積重遠の娘。

(風雅集・述懐歌における光厳院の意図)

歌集の中には、自らの心中の思いを述べる「述懐歌」と呼ばれるカテゴリーがあるが、「風雅集」にも巻十七「雑下」にそれが配置されている。12首の「述懐歌」の中に、伏見・後伏見・光厳・後醍醐と「治天の君」として治世を支える人々の歌を配置しているが、その中に花園院が含まれず、また武士の尊氏弟の直義が入っている。これはどうしてなのか？

述懐歌の中に武士の歌が収められている勅撰集は、「風雅集」以前にはなかった。和歌の世界には、治天の君を中心とした政治体制の中に武士の姿は存在しなかったのである。

花園院は、「治天の君」として政務を執ることは無かった。父伏見院によって定められた持明院統の嫡流は、伏見—後伏見—光厳と続くものとされ、治天の君の地位に就くものは、その嫡流に限られていた。また、後醍醐院は現に対峙している南朝の祖であったが、光厳院の前の「治天の君」として光厳院は認識していたものと思われる。後醍醐院は死ぬまで一貫して天皇の位にあったと考えていたが……。

足利直義は、幕府内における中心人物であったが、光厳院の治世を支える信頼すべき賢臣でもあった。この他に番場宿にも供奉し、後の光厳院の治世を支えた伝奏・評定衆の権大納言日野資明（すけあき）、前大納言勸修寺経頭の廷臣の二人も採り上げられている。（深津 p158-175）

8. 幽囚の時代

足利直義と高師直の政治姿勢の相違に端を発した対立は、幕府内の全面的な抗争に発展した。——**観応の擾乱**（観応元年10月、{正平5年}1350年）

まず、直義が、次いで尊氏が南朝に降参し、最終的には尊氏が直義を滅ぼすに至った。尊氏の降参を受け入れた南朝は入京し北朝を廃止した。これを**正平の一統**という。——**観応2年**{正平6年}1351年。光厳院38—39歳の頃である。

(観応の擾乱)

初期の足利幕府は、尊氏が主従的支配権（軍事指揮権・行賞権）を持ち、直義が統治権的支配権（民事裁判権・所領安堵権）を持つという二元体制をとっていた。そこに、鎌倉時代から足利家の執事であった高氏の師直が権力を強め、裁判権にまで口を出すようになっていった。

直義は、理想化肌で社会秩序維持をめざし、荘園領主側の権利も尊重し、幕府秩序を維持していこうとするものであった。したがって、守護大名、公家クラスは直義を支持したが、畿内、近国の小領主層は主従制的権力を持つ尊氏の執事高師直を頼りとした。

康永元年（1342年）9月3日事件が起こった。

故伏見院の忌日に、酒宴で酔った美濃の土岐頼遠に光厳院の乗車している牛車が矢を

射かけられ、車は路上に転倒し光厳院は投げ出されてしまった。供奉していた公卿たちも落馬し、院は駆け寄った西園寺公重と涙にくれたという（太平記・巻23）。これを知った直義は、本朝のみならず異朝においても前代未聞であるとして、六条河原で頼遠を斬首の刑に処した。

両者の対立が、尊氏までも巻き込んで西日本一帯の擾乱となったのが、観応元年（1350年）10月であった。尊氏の庶子一父に愛されなかった直冬を、直義が養子にしていたが、その直冬が九州で反尊氏・師直活動を活発化していたため、尊氏・師直軍が九州へ出発した。直義もそれに呼応し、師直・師泰を討つとして11月3日に武士を招集し全面武力対決となった。11月16日尊氏・師直は光厳院に対し直義追討の院宣を出すよう要請した。光厳院は初め反対であったが、幕府の強い要請で結局出さざるをえなかった——光厳院の心が思いやられる。

朝敵とされた直義は、南朝に降伏するという思い切った手にでた。南朝側も受け入れるか否か議論があったが、12月13日に勅免の綸旨（後村上天皇）が下された。

翌観応2年（1351年）3月2日、尊氏と直義との会談がもたれ、直義が尊氏嫡男・義詮を助け政務を見る、直冬を鎮西探題にすることなどが決まり、二人の関係が修復されたかに見えた。この会談の前に、師直をはじめとする高一族は、直義側の武将・上杉能憲により殺されていた。

（吉野御事書案）（深津 p183）

尊氏との争いがまだ続いていた2月頃から、直義は南朝との間で講和し、皇位継承はひとまず置いて、天皇方もひとまず京都に戻ることに、経済的問題は十分考慮することなどを吉野に申し入れていた（園太暦）。この間の交渉、北畠親房と直義の間で交わされた二編の文書が「吉野御事書案」として残されている。論点は、武家政治を認めるか否か、持明院統の皇統を認めるか否かという点にあり、妥協点は見いだせなかった。「神皇正統記」を書いた親房が南朝側の交渉責任者では、直義の提案を後村上天皇に奏上することすら拒否したのである。親房は1354年（正平9年）62歳で亡くなっている。

尊氏と直義の友好関係は半年として持たなかった。観応2年（1351年）7月、両者の関係は決裂、直義は京都を脱出、北国へ逃れた。

持明院統の方々は、禁裏警護の武士が居なくなった8月18日に崇光天皇は持明院殿に移った（園太暦目録）。

（足利尊氏の再度の裏切り）

尊氏は、直義が再び南朝と手を結ぶ可能性を摘むと同時に、背後から攻撃される恐れを無くすため、南朝と結ぶことを決断した。（園太暦、観応2年12月28日条）——

「天下の事宜しく聖断在るべきの由、先日申し入れお了んぬ。急速に御入洛候の様、申し御沙汰有るべく候ふ哉。恐々謹言 8月25日 洞院殿 尊氏」

政権の全面的な返還を申し入れ、北朝も幕府も廃するというのである。(深津 p187)

このような中で、直義は北朝に対し保護を申し入れてきた。8月22日に越前の直義から延暦寺に対し、南朝が攻めてきたら北朝を守護する武士が居ないので、上皇・天皇を延暦寺に迎え保護してほしいというものであった。翌日に正式な使が光厳院のもとに臨幸を奏上すると、状況の進展に院は迷われたが臨幸に傾いた。しかし、29日になって院の意向に一任するとの直義の奏上が有り、この件は取りやめとなった(園太暦)。観応2年(1351年)9月30日、夢窓疎石が入寂した(77歳)。光厳院は勿論のこと、尊氏、直義、故後醍醐天皇も深く帰依した疎石であったので、もし健在であったならば対立する諸勢力の調停者となりえたかもしれない。

南朝方は尊氏の降伏の申し入れがあつてから2か月後の10月24日受諾し、2通の綸旨を下した。降参を認める綸旨と直義追討を命ずる綸旨である。公家に関してはすべて南朝で沙汰し、武士のことは尊氏・義詮が管領することを認めるというものであった

(園太暦、11月5日条)。11月3日の尊氏の請文には「正平」という南朝の年号が用いられており、南朝に降参したことが端的に示されている。翌正平7年(文和元年、1352年)2月26日、鎌倉で軟禁されていた直義が突如亡くなった。毒殺されたとの噂が流れたという。47歳であった。

(正平の一統)

11月8日に南朝方の公家、四条隆資と洞院実世が京都の沙汰をするということで入京してきた。年号は「観応2年」が「正平6年」とされた。これを「正平の一統」という。西吉野、賀名生(あのう)におられた後村上天皇は、北朝の崇光天皇(光厳院の嫡子)を廃し、これにより北朝は消滅したのである。

正平6年(1351年)12月28日、光厳院の同母弟・光明院が落飾した。31歳であった。同日に南朝は、光明・崇光両院に太政天皇の尊号を贈った。両天皇の在位は認めないが、その立場は尊重しようというものであった。しかし、光明院は既に三年前に譲位しており尊号宣下もなされていたから、今回改めて尊号宣下を行うというのは、北朝においてなされたことは一切認めないという南朝の方針を見せつけることに外ならなかった。(深津 p194)

南朝の後村上天皇は、正平7年(1352年)2月26日、京を目指し賀名生の皇居を出発した。京都の義詮は南朝の行動に不安を感じ、和談交渉を申し入れていたが、南朝方が武力で圧倒し始め、2月20日には足利軍は敗れて、義詮は近江へ落ちていった。京都

侵攻に呼応して、南朝軍は鎌倉にも攻撃を仕掛けた。尊氏は17日に鎌倉を脱出して狩野川に逃れた。東西の一斉攻撃は北畠親房の立案した作戦で、六波羅探題と鎌倉幕府を一気に滅ぼした元弘3年の再現を狙ったものであった。

(北朝の三上皇)

義詮が近江に落ちていった翌日、2月21日後村上天皇から光厳・光明・崇光三上皇と直仁親王(花園院嫡子・光厳院猶子)に対し石清水八幡宮への御幸の要請があった。勅書は強制的な調子ではないといいながらも、牛車もなく、供奉する者もないというなかでの移動で、三上皇と親王は一両の車に相乗りして、持明院殿を日没頃に出発し、その夜は東寺に泊まり、翌朝八幡へ向かったとのことである。(園太暦)

前夜も朝も食事の用意がなく、仙洞から女房が運んでさしあげたとのことであった。結局供奉したのは参議三条実音(さねとし)、蔵人頭山科教言(のりとき)、北面の武士一名の三名であった。

三上皇たちの御幸は、安全を心配しての移動だったのか、当初から北朝の皇族を拘禁するつもりであったのか、との二つの見方があったが、現在では後者が一般的である。北畠親房の最大の狙いは北朝を完全に接収することにあつたとして、20日の戦闘の開始、21日の上皇の確保、24日の親房自身の上洛は既定の路線であった可能性が高いとみている(岡野友彦「北畠親房」ミネルヴァ書房2009)

その後戦闘の激化に伴って、河内東條に移され、河内は楠木の本拠地でもあったので、6月2日さらに奥の西吉野の賀名生に移された。南朝方でも世話をする者が不足しているため、三上皇並びに親王を世話する女房が各人に一人ずつ京都から呼び寄せられた(園太暦、6月15日条)

崇光院の同腹弟にあたる「三宮」が南朝方に捕らわれず都に残っていた。光厳院の帰郷が望めない以上、足利義詮は新帝を立てるしかなく、この「三宮」が候補になった。三種の神器は無く三上皇もいない中で、義詮は光厳院の生母すなわち三宮の祖母である広義門院に上皇の代役を要請、再三再四女院は申し入れを拒否したが、19日になって踐祚を承諾した。

三種の神器もなく、上皇不在の中でどのように踐祚を行うかが議論され、結局継体天皇の遠い例に倣うこととなった。

正平7(観応3年、1352年)8月17日、踐祚した。後光厳天皇である。時に15歳、光厳院の全く関与しないところで北朝は再建された。光厳院は40歳であった。

賀名生に移されて二か月ほど経った8月8日、光厳院は出家した、法名は勝光智。

洞院公賢は「園太暦」に——「御発心か、欺誑か、もつとも不審、驚くべき事也」と書いている。

院はどのような苦境に陥ろうと、この世を捨てようとはしなかった。鎌倉幕府が滅び、自らの皇位が廃され、出家した父後伏見院から出家を勧められても、「思いもよらず」

とそれを強く拒否した。西園寺公宗の謀反計画の余波で叔父花園院が出家した時も、院自身出家を考えた形跡はない。前年末、北朝が廃されて弟の光明院が出家した際にも同調しようとはしなかった。それが、この期に及んでの突然の出家である。

それは、新帝・後光厳天皇の踐祚が考えられる。院がどのような状況にあらうとも世を捨てなかったのは、持明院統の家長としての責任を果たさなければならないと覚悟していたからであると思われる。

自分のいないところで、義詮が強引に新帝を誕生させてしまったことで、これ以上自分が責任を負い続ける必要がないとの思いが、出家を決断させたのではないかと思われる。(深津 p204)

注： 園太暦 (えんたいりゃく)

鎌倉末から南北朝にかけて生きた洞院公賢(とういんきんかた)(1291-1360)の日記。洞院家が両統に閥閥関係を持っていたため、南朝に重視されながらも、北朝においても干されることなく後光厳天皇からも(前太政大臣の官位のまま)公事についてしばしば諮問を受けた。

(賀名生での生活)

賀名生で三上皇がどのような生活を送られたのかは分からない。光厳院たちは二年間住むことになった。北朝ではこの年(1352年)の9月28日に代始の改元があり、「観応3年」は「文和元年」となった。

「太平記第30巻、主上上皇吉野遷幸事」では三上皇の住まいについて次のように記している——「賀名生周辺の民たちが我が君と仰ぎ奉る吉野の帝の皇居ですら、黒木の柱、竹の垂木、柴の垣根という粗末なもので、ほんの短い間でさえ住むことができそうにない宿である。ましてや三上皇は敵のために囚われて、配所住まいのようなものだから、その住まいは、古くなって崩れ傾いた庵」のようなものであった。また、賀名生という土地については、「人里を遠く離れ、人家のかまどの煙もかすかで、山深く鳥の声も稀である。柴というもので周囲を囲って家とし、山芋を掘って生活をするような所」とある(太平記第18巻、先帝吉野潜幸事)。(深津 p205)

(河内、天野山金剛寺での幽囚生活)

文和2年(1353年)7月末には、義詮は京都を奪回した。南朝方が京都を占拠していたのはわずか一か月半のことであった。

文和3年(1354年)3月22日、光厳院たちは河内の天野山金剛寺に遷された。大覚寺統との結びつきの強い寺院で、南朝の拠点の一つとなっていた。寺院内の観藏院に四人は一緒に住んだ。10月28日には、後村上天皇も賀名生から金剛寺に移ってきて、寺内の食堂と摩尼院を行宮とした。寺内の坊舎は南朝の公卿たちが占め、身分の低い者たちは近隣の在家を宿とした。

北朝の三上皇と南朝の天皇が同一寺内に生活することになったのである。金剛寺にとって経済的負担は大きかったが、立木を売ってその料に宛てたという。

延文元年（正平 11 年、1356 年）11 月 6 日、光厳院は弧峰覚明から禪衣を受け、法名も「勝光智」から「勝」を略し「光智」に改めた。

注： 弧峰覚明（1271－1361）

臨済宗の僧で、天台・禪を学び元に渡り、帰国後、瑩山紹瑾に曹洞禪を学び、出雲、安来に雲樹寺を創建した。後醍醐・後村上の帰依を受け、国済国師・三光国師の号を賜っている。

文和 5 年は 3 月 28 日に改元して、延文元年（1356 年）となっている。

延文 2 年（1357 年）2 月 18 日、光厳・崇光両院と直仁親王は金剛寺を出て京に帰った。光厳院 45 歳、崇光院 23 歳、直仁親王 22 歳、「正平の一統」以来八幡へ連行されてから 5 年ぶりの帰京であった。僧侶三昧の光明院は他に先んじて、文和 4 年（1355 年）8 月 8 日に許されて帰京している。

9. 禅僧の時代と終焉

延文 2 年（1357 年）帰洛してからの光厳院は世俗を絶ち、一人の禅僧として生きようとしたが、すぐにはかなわなかった。持明院統の家長としての責任を最後まで果たす必要があった。それは、持明院統の財産の継承者を決めるとともに、持明院統に伝来した文化の継承にも心を砕く必要があった。

光厳院と後光厳天皇との不和が「園太暦」（延文 3 年 8 月 13 日条）に記載されている。庶流である後光厳天皇が即位したのは、諸般の事情からやむを得なかったが、持明院統の伝統文化である琵琶の継承、京極派和歌の放棄など、光厳院としては見過ごすことの出来ないことから、天皇を不快に思ったことが始まりの様である。後のことであるが、琵琶と京極派和歌の持明院統伝統文化は、嫡流である崇光院とその子孫（伏見宮家）に継承されていった。京極派和歌は崇光院の孫・伏見宮貞成親王（さだふさ）の代で途絶えることとなる。（菊葉和歌集、応永 7 年（1400 年）頃に編纂された私撰集）

貞治 2 年（1363 年）7 月 22 日、母である広義門院の七回忌を行った後、丹波・山国庄にあった成就寺を常照寺と改め、ここに隠棲した。翌年、貞治 3 年（正平 19 年、1364 年）7 月 7 日崩じた、享年 52 歳であった。現在、寺の名前は「大雄山常照皇寺」となっている。

火葬されて、寺の後山に葬られた、「山国陵（やまくにのみささぎ）」と称される。光厳院の遺誠の一節の「松柏おのずから塚上に生じ、風雲時に往来する」を体現する風景である。

10. おわりに

光厳院は一人の禅僧として最期を迎えた。皇統の正嫡として生まれながら乱世に翻弄され、普通の庶民でも経験しないような生涯を送ったが、最後には一人の人間として静かに生を終えることができたと言えよう。

最後に光厳院の和歌の中で、“思想性”を著していると評価の高い「燈」連作の6首を紹介する（光厳院御集）——

* さ夜ふくる 窓の燈 つくづくと

かげもしづけし 我もしづけし (141)

(夜が次第に更けてくる、窓辺の燈よ。つくづくと眺める、その光も静である。

じっと見つめている、私も静である)

* 心とて よもにうつるよ 何ぞこれ

ただ此のむかふ ともし火のかげ (142)

(心とって、際限なくあれこれと移り変わるものよ、一体これは何なのだろう。心に映っているものはただ、このように向かい合っている、燈火の光だけではないか)

* むかひなす 心に物や あはれなる

あはれにもあらし 燈のかげ (143)

(相対して思う、その心の働きによってしみじみとした物の哀れの感情が生まれるのであろうか。物そのものとしては哀れではあるまいものを、燈の光よ)

* ふくる夜の 燈のかげを おのづから

物のあはれに むかひなしぬる (144)

(更けてゆく夜の燈の光を、なぜということもなくひとりで、物あわれであるかのように、これと相対する心の働きゆえに思いなしたことよ)

* 過ぎにし世 いまゆくさきと 思ひうつる

心よいづら ともしびの本 (145)

(過ぎ去った世、現在、そして将来と、思いが移り動いてゆく、その心よ、一体どこにあるのか。ただこの一つの燈火のもとにあるのではないか)

* ともし火に 我もむかはず 燈も

われにむかはず おのがまにまに (146)

(燈火に、私も意識して対坐してはいない。燈火もまた、私を意識して向かい合っているわけではない。ただ自分自身のあり方として、それぞれに存在しているだけだ)

- 資料 1 皇室関係系図
資料 2 番場宿の悲劇
資料 3 花園院俗影と「誠太子書」
資料 4 西吉野・賀名生の里
資料 5 光厳院終焉の地、常照皇寺
資料 6 光厳院木像と般若心経

参考書籍

飯倉晴武「地獄を二度もみた天皇 光厳院」歴史文化ライブラリー147 吉川弘文館 2002年
深津睦夫「光厳天皇」ミネルヴァ書房 2014年
井上宗雄全訳注「増鏡、上中下」講談社学術文庫 1997年第14刷
岩佐美代子校注「竹むきが記」岩波版新日本古典文学大系「中世日記紀行集」1990年
岩佐美代子「永福門院—飛翔する南北朝女性歌人」笠間書院 平成12年

橋本義彦「平安の宮廷と貴族」吉川弘文館 1996年 *
村田正志編「和訳 花園天皇宸記・第二」続群書類従完成会 平成15年1月 *
常照皇寺・渡邊咭禪「光厳天皇遺芳」常照皇寺（非売品）昭和39年8月 *
岩佐美代子「光厳院御集全釈」風間書房 2000年 *
*印 図書館より借り出し

以 上

(2017.06.18.)

(2017.07.26.)

(2017.07.30.追加)